

保険窓口業務契約の内容

1 目的

本契約は、日本郵便株式会社が、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第5条の責務として、簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により、あまねく全国において公平に利用できるようにするために、株式会社かんぽ生命保険との間で締結するものである。

2 保険窓口業務

- ① 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、株式会社かんぽ生命保険を関連保険会社として、保険窓口業務を営むこととする。
- ② 日本郵便株式会社が保険窓口業務として行う具体的な業務は、次の各号に掲げる業務とする。
 - 一 株式会社かんぽ生命保険を所属保険会社として行う次に掲げる生命保険の保険契約に係る保険募集
 - イ 普通終身保険及び特別終身保険
 - ロ 普通養老保険及び特別養老保険
 - 二 次に掲げる株式会社かんぽ生命保険の事務の代行
 - 前号に規定する保険契約に係る満期保険金及び生存保険金の支払の請求の受理

3 営業所

保険窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所の名称及び所在地は、日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の内容を参照。

4 委託手数料

株式会社かんぽ生命保険が日本郵便株式会社に支払う保険窓口業務に係る手数料は、保険窓口業務が適切に行われるよう、保険窓口業務の遂行に要する適正な費用等を勘案して定める。

5 簡易郵便局受託者

- ① 日本郵便株式会社は、簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第4条第1項に規定する受託者（次項において「簡易郵便局受託者」という。）に対して、2②二に掲げる業務を委託することができる。
- ② 株式会社かんぽ生命保険は、簡易郵便局受託者との間で、次の各号のいずれかの事由が生じる場合には、その旨を日本郵便株式会社に通知する。

- 一 株式会社かんぽ生命保険が、簡易郵便局受託者と 2②一の保険募集を含む委託契約を締結するとき
- 二 前号に規定する委託契約に基づき委託した保険募集について、 2②一に係る種類を変更するとき
- 三 第1号に規定する委託契約を終了するとき

6 契約期間

本契約の効力は、平成24年10月1日から発生し、8に規定する契約の解除がない限り、本契約は有効に存続するものとする。

7 契約の変更

日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険は、保険窓口業務の健全かつ適切な運営を確保するため、特に必要が生じた場合は、双方で協議し合意の上、本契約を変更することができる。

8 契約の解除

- ① 本契約は、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険の双方の合意がない限り解除することができないものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険窓口業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から特に必要が生じた場合には、日本郵便株式会社は、株式会社かんぽ生命保険に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。同じく、日本郵便株式会社が重大な法令等違反行為を行っていたこと等、株式会社かんぽ生命保険の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図る観点から重大な問題があると認める場合には、株式会社かんぽ生命保険は、日本郵便株式会社に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。
- ③ 前項により協議を申し入れた日から6か月を経過する日までに解除について合意に至らない場合には、日本郵便株式会社又は株式会社かんぽ生命保険は、書面により一方に対し本契約の解除を通知できるものとし、当該通知を発した日から6か月を経過する日をもって、本契約は解除されるものとする。

9 業務不能時等の通知

- ① 日本郵便株式会社は保険窓口業務の遂行が不能または著しく困難となったときは、直ちに株式会社かんぽ生命保険に通知し、その指示を受けなければならない。
- ② 株式会社かんぽ生命保険は、事故その他保険窓口業務の遂行が不能または著しく困難となる重大な事由が株式会社かんぽ生命保険において発生したときは、その旨を日本郵便株式会社に通知しなければならない。